

令和5年度 茨城県女性リーダー登用先進企業表彰推薦要領

1 表彰の目的

この表彰は、管理職や役員への女性の登用に積極的に取り組み、顕著な成果があった企業（個人及び団体を含む。以下「企業等」という。）を表彰し、先進事例として広く周知することにより、企業等における女性の登用への取組意欲を高め、具体的な取組を促進することを目的とします。

2 推薦の範囲

- (1) 推薦の範囲は、茨城県女性リーダー登用先進企業表彰実施要項（以下「要項」という。）第3条に該当する企業等とします。ただし、支店又は事業所単位での推薦は認めません。
- (2) 要項第3条第3号で定める管理職に占める女性労働者の割合に係る産業別の基準値については、別表のとおりとします。

3 推薦の方法

表彰を受けようとする企業等による自薦のほか、いばらき女性活躍・働き方応援協議会の支援団体、市町村及び県関係部局等からの推薦によるものとします。

4 推薦書類の作成・提出

(1) 推薦書類

- ア 茨城県女性リーダー登用先進企業表彰推薦書（様式1）
- イ 推薦調書（様式2）
- ウ 添付書類（推薦調書の5に記載する書類）

(2) 書類の入手方法

茨城県産業戦略部労働政策課ホームページよりダウンロードしてください。

※「茨城県女性リーダー登用先進企業表彰」で検索

(3) 提出先

推薦書類一式（各1部）を下記8の宛先へ郵送するとともに、様式1、2の電子データをメールで送付してください。

(4) 書類作成上の留意事項

- ア 選考は書面審査のため、書類作成に当たっては、取組等を分かりやすく簡潔に記載してください。
- イ 審査に際し、書類内容の確認や追加資料の提出依頼等をさせていただくことがありますので、推薦書（様式1）の作成者欄は、これらの連絡窓口となる方を記載してください。
- ウ 推薦書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

5 推薦書類の提出期限

令和5年9月29日(金)【必着】

6 被表彰企業の選考・決定

(1) 選考方法

ア 茨城県女性リーダー登用先進企業表彰選考委員会において厳正かつ公正に審査の上、知事に内申し、決定します。なお、その過程については非公開とします。

イ 審査は、実施要項第4条に掲げる基準に基づき、被推薦企業の主要業種における女性の登用状況等を参考に、当該企業等における女性の登用実績及び取組内容の特色・努力度等について総合的に評価します。

(2) 被表彰企業の決定

令和5年12月を目途に決定し、被推薦企業及び推薦者に通知します。

7 表彰

優れた賞を受賞した企業においては、令和6年2月頃に表彰式を行い、表彰状を贈呈します。

8 問合せ先、提出先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町9-78-6

電話：029(301)3635（直通）FAX：029(301)3649

メール：roseil@pref.ibaraki.lg.jp

(別表)

産業分類		産業平均値
産業計		11.2%
鉱業、採石業、砂利採取業		1.1%
建設業		3.5%
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	7.4%
	繊維工業	7.1%
	木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業	4.1%
	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業	7.7%
	化学工業	10.4%
	石油製品・石炭製品製造業	0.0%
	プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業	3.6%
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	2.9%
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	3.6%
	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	3.4%
	輸送用機械器具製造業	2.6%
	その他の製造業	5.5%
電気・ガス・熱供給・水道業		4.2%
情報通信業		9.5%
運輸業、郵便業		5.2%
卸売業、小売業		6.8%
金融業、保険業		13.9%
不動産業、物品賃貸業		8.8%
学術研究、専門・技術サービス業		8.9%
宿泊業、飲食サービス業		14.8%
生活関連サービス業、娯楽業		12.6%
教育、学習支援業		23.3%
医療、福祉		42.9%
複合サービス事業		10.0%
サービス業（他に分類されないもの）		13.5%

※ 上記にあてはまらない産業については「産業計」の数値を用いること。